

令和8年度宮城県議会魅力発信業務
企画提案募集要領

この要領は、宮城県が実施する「令和8年度宮城県議会魅力発信業務」（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集概要

(1) 委託業務名

令和8年度宮城県議会魅力発信業務

(2) 委託業務の目的

宮城県議会及び議員に興味・関心を持ってもらえるようなパブリシティ活動を展開し、宮城県議会及び議員の魅力・認知度向上と、議会情報への誘導を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

令和8年度宮城県議会魅力発信業務委託仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

(5) 委託上限額

金4,990,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

2 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

(2) 本業務の募集開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。

(4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体及び宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当しない者であること。

(5) 本業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。

(6) 仕様書に定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本県の指示に柔軟に対応できること。

3 スケジュール（予定）

1	企画提案書募集開始	令和8年4月22日（水）
2	企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和8年4月27日（月）正午まで
3	企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和8年5月7日（木）
4	企画提案書提出期限	令和8年5月15日（金）正午まで

5	一次審査（応募者が3者を超えた場合）	令和8年5月下旬（予定）
6	プレゼンテーション審査	令和8年5月29日（金）（予定）
7	審査結果の通知	令和8年6月上旬（予定）

4 質問の受付及び回答について

本募集内容に関する質問については、質問書（様式第1号）により提出すること。口頭及び電話等による照会については応じない。

（1）受付期間

令和8年4月23日（木）から令和8年4月27日（月）正午まで

（2）提出先

宮城県議会事務局政務調査課広報情報班

電子メールアドレス gtyosas@pref.miyagi.lg.jp

（3）提出方法

指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールのみにて受け付ける。

（4）回答方法

質問に対する回答は、令和8年5月7日（木）までに宮城県議会事務局のウェブサイトに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

5 企画提案への参加申込及び企画提案書の提出

（1）提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部

イ 宣誓書（様式第3号） 1部

ウ 同種・類似業務の受託実績（任意様式） 1部

（官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。また、過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば合わせて提出すること。）

エ 会社の概要が分かるもの（任意様式） 10部

オ 企画提案書（任意様式） 10部（データも1部提出すること）

（A4判片面印刷、長辺綴じ、30ページ程度、カラー印刷可）

企画提案書は、「6 提出書類の作成及び記載上の留意事項」により作成すること。

提出するデータはPDFとし、CD、DVD-ROM等で提出すること。

（2）提出期限 令和8年5月15日（金）正午まで（必着）

（3）提出方法 持参又は郵送とする。

（4）提出先

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県議会事務局政務調査課広報情報班

6 提出書類の作成及び記載上の留意事項

（1）企画提案書（任意様式）

A4判縦、ページ番号付きを原則とする。ただし、資料の作成上、A3判を利用した方が確認しやすい場合はA3判の使用を可とする。

(2) 企画提案書の記載事項

企画提案書には、仕様書の内容を踏まえ、おおむね下記の事項を記載するほか、応募者としてのアピールポイントを明記するよう努めること。

- ア 企画実施のコンセプト・全体イメージ
- イ 実施に当たっての創意工夫
- ウ 事業全体の実施体制・実施計画
- エ 業務の管理体制

(3) 概算見積書作成及び記載上の留意事項

業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにすること。

(4) 提出後の変更

提出された書類について、提出後の差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は一切返却しない。

(5) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- イ 本募集要領等に従っていない場合
- ウ 下記7に示すプレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- エ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- オ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、または不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
- カ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心理留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する場合

(6) その他

- ア 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
- イ 企画提案書の再提出は認めない。
- ウ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。
- エ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

7 評価・選定方法

(1) 評価・選定の体制

県が設置する選定委員会において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した者を受託候補者として選定する。

(2) 審査方法

- ア 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を受託候補者として選定する。
- イ アにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点が最も高い応募者1者を選定する。評価点が高同点の場合は、委員長が受託候補者を選定し、疑義が生じた場合は委員会で協議の上、受託候補者を選定する。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した得点の総計の平均が合計点の6割に満たない場合は選定しないものとする。

エ 応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類審査を実施し、上位3者を選定する。

(3) 審査基準

ア 評価点は、別紙「審査項目及び評価表」のとおり。合計100点とする。

イ 順位点は、次のとおりとする。

1位：2点 2位：1点 3位：0点

(4) 一次審査（書面審査）

ア 実施日 令和8年5月上旬

イ 審査方法

応募のあった企画提案書について、(3) 審査基準に基づき審査し、上位3者を選定する。採点評価・順位付けは(2) ア及びイに規定する方法に準ずる。

ウ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し電子メールで選定結果を通知する。また、上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対しプレゼンテーション審査日程を書面にて通知する。

(5) プレゼンテーション審査

ア 実施日

令和8年5月29日（予定）※詳細は改めて書面にて通知する。

イ 実施会場

仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県議会庁舎

ウ 実施時間

30分以内（提案説明20分以内、質疑応答10分以内）

エ 出席者

3名以内

オ 資料の追加及び使用可能機材

追加の資料配付は認めない。また、パソコンやディスプレイ等の機材の使用は可能だが、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

なお、なんらかの事情によりディスプレイに表示されない可能性があった場合でも、改めてプレゼンテーションの機会は設けない。

(6) プレゼンテーション審査結果の通知

審査終了後は、プレゼンテーション審査に参加した全ての応募者に審査結果を書面にて通知するとともに、選定結果については宮城県議会ウェブサイトにて公表する。

(7) 応募者が1者又はない場合の取扱い

ア 応募者が1者の場合

上記7(5)によるプレゼンテーション審査を実施し、業務を適切に実施できると判断された場合は、当該者を受託候補者として選定する。

イ 応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

(8) 受託候補者の辞退等

次の場合は、受託候補者の選定を取り消し、(5)による評価点数の合計が次

点の者を受託候補者とする。

ア 受託候補者が辞退した場合

イ 委託契約を締結するまでの間に、受託候補者が、入札参加業者登録簿の登録を取り消され、又は入札参加資格制限を受けた場合

ウ 委託契約を締結するまでの間に、受託候補者が応募時において2の応募資格を有していなかったことが判明した場合

エ 仕様内容に係る宮城県と受託候補者の協議が調わなかった場合

8 委託契約の締結

(1) 宮城県は、選定した受託候補者と見積合せを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結する。

(2) 委託業務の実施に関しては、受託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と受託候補者で協議の上、決定するものとし、協議が整わなかった場合は企画提案の審査で次点の評価を受けた者を受託候補者とする。

9 契約に関する条件等

(1) 成果品の著作権等

成果物の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、全て県に帰属するものとする。また、成果品に係る著作者人格権について、受託者は県が認めた場合を除き行使できないものとする。

(2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様の扱いとする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）を遵守しなければならない。

10 注意事項

(1) 企画提案に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 企画提案に参加する者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期または取り止めることがある。

(3) 県は、応募者から提出された提案書等は、本業務における受託候補者の選定以外の目的に使用しないものとする。

(4) 応募者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

(5) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、非開示部分（個人情報や公開することにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると

認められる情報など)を除き、開示する。

別紙

「令和8年度宮城県議会魅力発信業務」企画提案募集 審査項目及び評価表

評価基準		
評価項目	評価の観点	配点
全般	・仕様書の内容を理解し、必要な内容が提案されているか	10
	・実施方法やスケジュールは具体的かつ現実的な提案となっているか	10
内容	・媒体の閲覧者層等を考慮し、効果的な訴求となるような戦略的なものとなっているか	10
	・コンテンツの企画・構成等はトレンドを意識し、若年層に訴求するものとなっているか	10
	・効果検証は、正確かつ適切な指標を用い、わかりやすく、今後のパブリシティ活動に役立つものとなっているか	10
提案事項	・仕様書記載事業の内容をさらに充実させる、優れた独自提案があるか	10
	・事業目標の達成につながる効果的かつ実現可能な内容か	10
業務履行能力	・組織体制は、本事業を適正かつ確実に履行することができる知識と経験を有し、必要な人数が配置されているか	10
	・類似の業務実績があり、良好な運営を期待できるか	10
予算	・経費の積算は提案内容に見合った妥当なものであり、提案内容との整合性があるか	10
合計		100